

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督				担当部局名	総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務実施者等に対して説明会を開催するなどにより、適正な取扱いを推進。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)について、相談や問合せを踏まえ、Q&A等の充実を図る。 計画等に基づいた効果的な監視・監督の実施。 				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされ、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督等に関する事務を適切に実施するため。			政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 特定個人情報の取扱いに関する説明会等の対応件数	60回	29年度	-	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して、説明会等に講師を派遣して特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等の周知・情報発信を行う必要があるため。 なお、説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
2 立入検査の実施件数	-	30年度	100%	毎年度	-	-	-	10件	14件	60件	-	立入検査を実施することによって、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため。 なお、毎年度策定している検査計画に基づき立入検査を実施していることから、当該検査計画で示した件数を目標値とする。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 定期的な報告の分析等	地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの確保		毎年度		番号法第29条の3の規定により義務付けられている定期的な報告により、地方公共団体等の特定個人情報の取扱いの実態の分析及び分析結果の取りまとめを行うことで、より効果的な監視・監督を実施し、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの確保を行う必要があるため。							
4 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等		毎年度		ガイドラインに関するQ&A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への反映・改正を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号					
	27年度	28年度	29年度	30年度								
特定個人情報の監視・監督に必要経費(平成26年度)	114.7 (72.3) 百万円	338.0 (301.2) 百万円	1,342.5 (1,164.3) 百万円	1,175.8 百万円	1~4	特定個人情報の取扱いに関する説明会等での周知・情報発信、検査計画に基づいた立入検査の実施、ガイドラインに関するQ&A等の資料の充実等、特定個人情報の適正な取扱いを確保するもの。	0001					
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用				担当部局名	総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。</p> <p>個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第27条第2項に基づき、必要な変更等を行った指針等を踏まえた保護評価の実施が円滑に行われるよう評価実施機関に対し周知する。また、評価実施機関が適切な保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。</p> <p>併せてマイナンバー保護評価システムを使っての評価書の提出や公表の支援を行うとともに、評価実施機関に適切に指導・助言を行う。また、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修などにより、評価実施機関及び国民にとって、さらに利便性の高いシステムを運営していく。</p>				目標設定の考え方・根拠	マイナンバー法において委員会の所掌とされた、特定個人情報保護評価に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	<p>マイナンバー法においては、評価実施機関に評価書を公表することが義務付けられているため、評価実施機関による評価書の公表件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。</p> <p>しかしながら、保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、実績値を把握し、記載するものとする。</p>
2 マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	<p>マイナンバー法においては評価書の公表が義務付けられており、国民はマイナンバー保護評価Webにより評価書を検索・閲覧することができるため、マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。しかしながら、マイナンバー保護評価Webは国民がインターネットで自由に閲覧できるものであり、そのアクセス件数については、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値(平成26年度については、システムが稼働開始した平成27年1～3月分)を把握し、記載するものとする。</p>
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度								
(1) 特定個人情報保護評価に必要な経費(平成26年度)	50.0 (30.1) 百万円	33.5 (32.2) 百万円	33.5 (32.4) 百万円	103.5 百万円	1,2	各評価実施機関の評価書の提出・公表を支援すること等により、保護評価の円滑な実施を促進するため、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを運用するもの。					0002	
施策の予算額・執行額	-	-	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-③)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いに関するパンフレット等を作成・配布。 ・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いについての広報・啓発活動を実施。		目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護についての広報及び啓発に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	平成31年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 ウェブサイトの充実 (アクセス件数)	528,724件	26年度 (27年1～ 3月平均) 前年度 以上 (月平均)	毎年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	個人情報の保護について、委員会ウェブサイトを活用させ積極的な情報提供を行うことにより、民間事業者、消費者等の理解の向上を図ることが必要であるため。
2 説明会の対応回数	3回	25年度	-	毎年度	-	-	-	-	-	-	民間事業者、行政機関等及び地方公共団体等に対して、説明会等に講師を派遣して個人情報保護制度やマイナンバー制度に関する周知・情報発信を行う必要があるため。(特に、中小規模事業者に対する一層の周知・情報発信に努める。)なお、説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
3 幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等	毎年度	毎年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 個人情報保護法に関する分かりやすい資料を作成・充実させ、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、幅広い層に対し個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・改正を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号			
	27年度	28年度	29年度	30年度							
個人情報保護制度普及啓発	92.9 (81) 百万円	37.5 (155) 百万円	55.2 (17) 百万円	90.9 百万円		個人情報保護、マイナンバー制度について、幅広い層に対し、ウェブサイトの充実をはじめ、説明会や広報資料を作成し広報を行う。	0004				
施策の予算額・執行額	-	-	-	...	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-④)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					担当部局名	総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一		
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席及び各国の個人情報保護当局との情報交換を実施する。				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた国際協力に関する事務を適切に実施するため。			政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	25年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 国際会議への出席及び海外の機関等への往訪件数	7件	25年度	-	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	個人情報保護に関する国際会議等へ出席するほか、他国の制度について調査を行い、各国の個人情報保護当局等との緊密な連携や情報交換を行う必要があるため。 なお、国際会議や海外の機関との交流は、時期・頻度等について主催者をはじめ関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
2 在京大使館等への往訪件数	0件	25年度	-	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	各国の個人情報保護当局等と緊密な連携や情報交換を行うために、在京大使館等と良好な関係を構築する必要があるため。 なお、在京大使館等への往訪は、時期・頻度等について関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
3 海外の機関による来訪件数	1件	25年度	-	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	各国の個人情報保護当局等との緊密な連携や情報交換を行う必要があるため。 なお、海外機関による来訪は、時期・頻度等について関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度							
(1) 番号制度普及啓発・国際協力経費(平成26年度)	92.9 (81) 百万円	37.5 (155) 百万円	31.6 (72) 百万円	164 百万円	164 百万円	1~5	国際的な協力関係を構築するため、国際会議への出席及び海外の機関との情報交換等を行う。					0004
施策の予算額・執行額	-	-	-	...	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-⑤)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進				担当部局名	参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	・認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うこと等による、 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護及び利活用に関する 事務を適切に実施するため。			政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 認定個人情報保護団体の 団体数	-	29年度	-	毎年度		-	-	-	-	-	-	当委員会は、認定個人情報保護団体が主体的に行う活動の状況について、適切に把握し、認定団体に求められる役割・機能の強化につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。また、認定団体がない業界・事業分野における新規認定団体の認定等についても検討し、制度の利用を推進する必要がある。 なお、認定団体の認定・廃止は、認定団体からの申請・届出によって行われることから、団体数の目標値を設定することは困難である。また、実績値は、当委員会に権限が一元化された平成29年度からの実績値について記載する。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 民間の自主的取組の活性化に向けた支援	パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進		毎年度		認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた情報共有等を通じた支援を行うこと等により、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進する。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	27年度	28年度	29年度	30年度								
個人情報の保護及び利活 (1)用に関する施策の推進に 必要な経費(平成27年度)	46 (41) 百万円	33.1 (15.7) 百万円	147.7 (80.4) 百万円	127.5 百万円	1,2	・パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進のため、民間の自主的取組の活性化に向けた支援や認定個人情報保護団体の認定等を行う。 ・法律及び制度の内容等に関するきめ細やかな周知のため、「個人情報保護法相談ダイヤル」により対応する。					0003	
施策の予算額・執行額	-	-	115百万円	…	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会30-⑥)

施策名	個人情報に関する広聴・相談				担当部局名	総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する…苦情の申出についてに必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う。				政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル(※)」の運営を行い、質問や苦情相談事案への対応を通じて、(特定)個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護する。 (※)平成29年5月29日までは個人情報保護法質問ダイヤルとして運用しており、同月30日の改正された個人情報保護法の全面施行以降、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。				目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、(特定)個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申し出についての必要なあつせんを適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の対応件数	-	-	-	-		-	-	-	-	-	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」を運営し、質問や苦情相談事案への対応を着実に積み重ねることにより、上記目標が達成されることが考えられるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。(平成27年度から実施している施策のため、平成27年度分からの実績値について記載することとする。) (※平成27年度は10月～3月の5か月間)	
2 「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数	-	-	-	-		-	-	-	-	-	「個人情報保護法相談ダイヤル」を運営し、質問や苦情相談事案への対応を着実に積み重ねることにより、上記目標が達成されることが考えられるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。(平成27年度から実施している施策のため、平成27年度分からの実績値について記載することとする。) (※平成27年度は平成28年1月～3月の3か月間)	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度								
(1) 広聴・相談に必要な経費 (平成30年度)	-	-	-	42.5 百万円	1,2	・「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」において、丁寧な説明及び対応に努め、蓄積した相談・苦情等の内容分析の上、法律及び制度の内容等に関する問合せ等へのきめ細やかな対応につなげる。					新30-0001	
施策の予算額・執行額	-	-	…	…	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)